

## 研究結果

本研究は、障害者教育法制度と政策転換期にある韓国と日本の新しい障害児教育関連法に、障害児教育問題に関する社会的責務がどの程度盛り込まれているのかを、M.Priestley(1998)の障害の多重パラダイムに基づいて比較することにより、障害者の真の社会統合を成し遂げるための基盤として障害児教育法が目指すべき方向性を提示しようとしたものである。

韓国では個別法として38条からなる「障害者などに関する特殊教育法(以下、韓国法)」を分析の対象とし、日本では日本学校教育法の第72条から第82条までの「特別支援教育(以下、日本法)」を分析の対象とした。その結果、韓日両国ともに、宣言の部分・手続きの部分を除いて、一部の条文のみを分析の対象とした。全般的には、個別モデルと社会モデルが混在するなかで、個別モデル的障害観が支配的であり、特に日本法において顕著であった。両国に見られるこうした法論理の不整合性は、政策の立案と実行において矛盾した状況を生み出す可能性を増加させた。さらには、韓国の場合、複数の下位条項を設けている一部条文の中で、これらの項目間のパラダイムの衝突が、法自体の安定性を脅かしていることが明らかになった。

一方、韓国法も個別モデルのほうが優勢ではあるものの、「自己実現と社会統合」、とりわけ「差別の禁止など」の用語から分かるように、障害児に対する社会側の変化を求める社会モデル的発想が法律として盛り込まれたことは高く評価できよう。しかしながら、韓国法にみられるこうした特徴が必ずしもその先進性を保障するものとは言い切れないのである。その理由は、一般的に日本の法律は、韓国法と比較すると現状改善型というよりは、現実追認型に近いと認められるからである。

最後に、今後の課題としては、次の二点が挙げられる。上記の分析だけで韓日両国の障害児教育の結果を論ずることは飛躍し過ぎであり、韓国の施行令や施行規則、日本の各種通達や答申等を更に厳密に検討することによって、全体像を把握できることになる。更には、多面的な資料による分析の多元化(triangulation)を通して、社会的文脈からのよりダイナミックな分析が求められことになる。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)  
障害学の多重パラダイムの視点からみる日韓障害者教育関連法の比較研究  
趙源逸  
日本特殊教育学会  
2012.9.28 - 30日  
筑波大学

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)  
障害学の多重パラダイムの視点からみる日韓障害者教育関連法の比較研究  
趙源逸  
特殊教育ジャーナル：理論と実践  
2012.12.30

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)